定款

日本高純度化学株式会社

第1章 総 則

第1条(商号)

当会社は、日本高純度化学株式会社と称し、英文では JAPAN PURE CHEMICAL CO., LTD. と表示する。

第2条(目的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1. 金属めっき液の開発、製造、販売業務。
- 2. 高純度金属及び貴金属めっき用薬品の小分け精製販売業務。
- 3. 貴金属めっき用薬品の毒物、劇物小分け販売業務。
- 4. 貴金属めっきに使用する装置、機器の販売業務。
- 5. 前各号に付帯する一切の事業。

第3条(本店所在地)

当会社は本店を東京都練馬区に置く。

第4条(機関)

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第5条(公告方法)

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし電子公告によることができない事故その 他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条(発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、24,640,000株とする。

第7条(単元株式数)

当会社の単元株式数は、100株とする。

第8条(基準日)

当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項に定める他必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して 臨時に基準日を定めることができる。

第9条(株主名簿管理人)

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

第10条(株式取扱規程)

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか取締役会において定める株式取扱規程による。

第11条(自己の株式の取得)

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第3章 株主総会

第12条(招集)

当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

第13条 (株主総会の招集権者及び議長)

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2 招集権者及び議長となるべき者に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第14条(電子提供措置等)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第15条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を 行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第16条 (議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使する ことができる。

2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第17条(議事録)

株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

第4章 取締役及び取締役会

第18条(員数)

当会社の取締役は、10名以内とする。

第19条(選任方法)

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上 を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第20条(任期)

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

第21条(取締役会の招集権者及び議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2 招集権者及び議長となるべき者に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第22条(取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を 開催することができる。

第23条(取締役会の決議の方法等)

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。

第24条(取締役会の議事録)

取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、 出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行 う。

第25条(代表取締役及び役付取締役)

代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役名誉会長、取締役会長、取締役副会長、取 締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役その他の役付取締役各若干 名を選定することができる。
- 3 取締役会の決議によって、代表取締役の中から株主総会の招集権者及び議長となるべき者を選定する。

第26条(取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。

第27条(相談役および顧問)

取締役会の決議によって、相談役および顧問を置くことができる。

第28条(報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

第29条(取締役の責任免除)

当会社は、会社法第 426 条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第1項に規定する取締役(取締役であったものを含む。)の賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

第30条(員数)

当会社の監査役は、5名以内とする。

第31条(選任方法)

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上 を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 当会社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠く こととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。ただ し、選任決議は前項によるものとする。
- 4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第32条(任期)

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株 主総会終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した 監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査 役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業 年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。

第33条 (常勤の監査役)

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第34条(監査役会の招集通知)

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第35条(監査役会の決議方法)

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第36条(監査役会の議事録)

監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、 出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

第37条(監査役会規程)

監査役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会に おいて定める監査役会規程による。

第38条(報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第39条(監査役の責任免除)

当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役(監査役であった者を含む。)の賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償

責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

第40条(選任方法)

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第41条(任期)

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第42条 (報酬等)

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

第43条(事業年度)

当会社の事業年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

第44条 (剰余金の配当等の決定機関)

当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

第45条 (剰余金の配当の基準日)

当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
- 3 前2項の他、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第46条(配当金の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 未払の配当金には、利息をつけない。

(附則)

- 1 現行定款第 14 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第 14 条 (電子提供措置等)は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。
- 3 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した 日のいずれか遅い日後にこれを削除する。